

合志市特産品地域ブランド推進協議会設置要綱

平成21年4月14日
告示第32号

(設置)

第1条 豊かな自然と高い技術のもとに生産される合志産品、観光資源等ブランド品認定の協議、及び地域イメージの向上を図るため、合志市特産品地域ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査検討、協議するものとする。

- (1) 合志ブランド認証制度に関すること。
- (2) 合志ブランド創出のためのブランド開発・選定及び支援に関すること。
- (3) 合志ブランド創出に係る広報活動、情報交換、要望活動等に関すること。
- (4) その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、20人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱した者とする。

- (1) 農畜産業の分野において相当な見識を持つ者
- (2) 合志市議会議員
- (3) 合志市商工会が推薦する者
- (4) 菊池地域農業協同組合が推薦する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人 会長は、合志市長が指名した者をもって充てるものとする。
- (2) 副会長 1人 副会長は、会長が指名し協議会で承認された者とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(専門部会)

第7条 協議会に、「認証審査部会、PR広報部会、研究開発部会、生産推奨部会」の4専門部会を置くことができる。

2 部会は、専門の事項について調査、検討する。

3 部会の部員は、各専門分野の団体から推薦を受けた者及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。

4 部会は、部員の互選により部会長を置き、部会長は、部会を総括する。

(会議)

第8条 協議会及び専門部会は、会長が招集する。

2 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第9条 協議会に、アドバイザー若干人を置くことができる。

2 アドバイザーは、合志ブランド及び地域イメージの向上に関し、専門的知識及び技能を有する者の中から市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、協議会又は専門部会の要請により、専門的見地からの助言指導を行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は商工振興課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月19日告示第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月6日告示第20号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。